

高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程

黒潮圏総合科学準専攻履修規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 81 号

最終改正 平成 30 年 2 月 26 日規則第 55 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学学則第 63 条第 2 項に基づき、黒潮圏総合科学準専攻履修（以下「準専攻履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 準専攻履修は、所属専攻の学問分野を深めつつ、異分野履修により黒潮流域圏の領域横断的かつ文理統合的な幅広い課題探求能力を身につけることを目的とする。

(申請・許可)

第 3 条 準専攻履修を希望する学生は、原則として 1 年次入学時に、所属する専攻の長を経て、研究科長に申請を行い、許可を得るものとする。

(指導教員)

第 4 条 指導教員については、所属専攻内で主指導教員 1 名、副指導教員 1 名を指定し、さらに他専攻から副指導教員を 1 名指定する。

(履修方法及び単位数)

第 5 条 準専攻履修の方法は次のとおりとし、30 単位以上を履修するものとする。

(1) 共通科目（開設授業科目は別表のとおり）

必修科目 4 科目 12 単位を履修するものとする。

(2) 所属専攻科目

所属する専攻の科目の中から、12 単位以上履修するものとする。

(3) 異分野科目

所属専攻以外で開設する授業科目の中から 6 単位以上履修するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 6 条 学位論文の審査及び最終試験は、「修士論文」又は「特定の課題」について行い、研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(単位認定)

第 7 条 単位の認定は授業担当者が行う。

(学位)

第8条 学位に付記する専攻分野の名称は「学術」とする。学位記の各専攻名の後に「黒潮圏総合科学準専攻」と明記し、所属専攻の修了者となる。

(履修の中止)

第9条 準専攻履修を中止しようとする学生は、所属する専攻の長を経て、研究科長に中止申請を行い、許可を得るものとする。

2 準専攻履修を中止した場合における修得済みの準専攻必修科目、異分野科目等の単位の取扱いについては、所属専攻において定める。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、準専攻履修に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規則第130号)

この規則は、平成21年3月26日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則 (平成28年2月15日規則第70号)

この規則は、平成28年2月15日から施行する。ただし、施行日の前日に準専攻履修である学生に係る2年次履修申請時の申請手続及び他専攻の副指導教員の確定については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年2月26日規則第55号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総合人間自然科学研究科修士課程黒潮圏総合科学準専攻（共通科目）

授 業 科 目	履修開始年次	単位数	備 考
黒潮圏総合科学特論	1	2	
黒潮圏セミナー	1	2	通年
黒潮圏総合科学特別研究Ⅰ	1	4	通年
黒潮圏総合科学特別研究Ⅱ	2	4	通年

（注）黒潮圏セミナーは次のとおり取り扱うこととする。

- 1) 学内外で開催される下記①又は②のセミナー・シンポジウム・講演会等に2年間で10回以上出席しなければならない。
 - ① 総合人間自然科学研究科黒潮圏総合科学専攻教務委員会が推薦し、総合人間自然科学研究科教務委員会が指定するもの（DCセミナー指定講演会、部局間合同セミナーなどを含む。）
 - ② 指導教員が必要と認めるもの（事後、総合人間自然科学研究科教務委員会が内容の確認を行う。）
- 2) セミナー等に出席するにあたっては、「出席票」を、出席後は「出席認定証」を指導教員に提出しなければならない。
- 3) セミナー等の終了後は、毎回「レポート」を指導教員に提出しなければならない。